

訴 状

2022年(令和4年)12月15日

さいたま地方裁判所

川越支部民事部御中

原 告 川 合 善 明

(送達場所)

〒350-0857 川越市

電話・ファクシミリ

〒350-0857

川越市

原 告 川 合 善 明

〒350-1103

川越市

被 告 松本州弘こと松本

〒350-1103

川越市

(就労場所)

被 告 大 山 信

損害賠償請求訴訟事件

訴訟物の価額 金450万円

貼用印紙額 金2万8千円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告松本は、原告に対し金150万円およびこれに対する令和元年12月19日から支払い済みまで年5分の割合の金員を支払え。
- 2 被告兩名は原告に対し、連帯して金300万円及びこれに対する令和3年12月9日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求めらる。

請 求 の 原 因

1 当事者

(1) 原告は、昭和54年4月に東京弁護士会に弁護士登録し、平成30年2月に埼玉弁護士会に登録変えした弁護士である。また、原告は平成21年2月8日から今日まで川越市の市長を務めている。

(2) 被告松本■■■■及び被告大山信について

被告松本■■■■（以下、「被告松本」という。）は、松本州弘（くにひろ）という通称を使用している。

被告松本は、平成元年ころから「行政調査新聞社」の名称で、主に埼玉県西部地域の政治家や行政に関連する事柄を記載した「行政調査新聞」を発行、無償で配布したり、ウェブサイトのホームページ上に「行政調査新聞」のタイトルで文章を掲出することを業として行っている者である。

最近では、ホームページ上に文章を掲載することが主となり、特定地域に拡散させる意図を持った場合にのみ、チラシ等の紙媒体によりその主張を拡散させている。

被告大山信は、平成23年ころから行政調査新聞社の事務局長兼記者であり、被告松本の部下である。元週刊誌の記者であったという噂もあり、週刊誌の記事のような、いかにも読者の関心を引く「読ませる」文章を得意としている。

最近では、大山信が行政調査新聞の文章作成等の諸活動の大半を担っていると思われる。

(3) 「行政調査新聞社」は、被告松本の個人事業である。被告松本は、依頼者の意向に従い他者を誹謗中傷、攻撃する記事・文章をホームページ等に掲載し拡散を図る行為を生業として行っている（対価を得ている。）。

また、被告松本は、自己に関わる事件や不祥事などを行政調査新聞に大々的に掲載・流布されることをおそれ、煩わされることを避けたいと考える政治家や企業経営者などから、購読料名目で（定期的に「新聞」を発行しているわけでもないのに）定期的に金銭を収受している。これは、いわゆる「みかじめ料」と類似した金銭収受である。

2 被告松本の不法行為（市議会議員への手紙による誹謗中傷）

- ① 被告大山が、仙波作成名義で「記者クラブ各位」と題する書面（甲第3号証）を作成し、令和3年12月9日、川越市元町1丁目3番1号所在の川越市役所庁舎内の記者クラブにファクシミリで送付、提出し（甲第4号証）、
 - ② 同日午後2時ころ、■■■■、仙波において、原告及び訴外三上喜久蔵氏（以下、「三上市議」という。）を私文書偽造、同行使罪の被疑者とする告訴状（告訴人は■■■■）を川越警察署に提出した（甲第5号証、同第6号証）。
 - ③ 同日午後2時から4時の間頃、川越警察署に集まった報道機関数人に対し、仙波が告訴状写しを交付し、■■■■、仙波が「川合市長及び三上市議を私文書偽造同行使罪で告訴した。」旨の発言をし、告訴状に記載した内容を説明した。
- (2) 「記者クラブ各位」と題する書面（甲第3号証）には、
- イ. 「川合市長・川合善明氏を私文書偽造同行使で刑事告訴」（小見出し）
 - ロ. 「川合市長が私文書偽造同行使に及んだとして、川越市在住の市民女性A氏が、本日12月9日午後2時、川越警察署捜査2課に刑事告訴を致します。」（本文最初の2行）
 - ハ. 「現在も係争中の同裁判で原告・川合市長が証拠として裁判所に提出した陳述書が偽造私文書であるとして、A氏が川合市長を私文書偽造同行使で刑事告訴するものです。」（本文6行目から8行目）
 - ニ. 「弁護士でもある市長が市民代表の議長と共謀して虚偽の陳述書を裁判に提出したことは断じて許せない犯罪です」（本文下から3行目から2行目）
- と、原告の名誉を著しく毀損する文言が記載されている。
- また、■■■■、仙波両名が川越警察署内で行った記者会見での、
- ホ. 「川合市長及び三上喜久蔵市議を私文書偽造同行使罪で告訴しました。」
- との発言も、原告の名誉を著しく毀損する発言行為である。
- (3) 上記告訴状に書かれている「私文書偽造・同行使罪」は、全くの作話、虚偽であり、告訴状は不受理で終わっている。また、12月9日に警察署で行われた記者会見に出席したメディアは、いずれも告訴状提出の事実を報道していない。

(4) 損害額

(記者会見予告文書等による名誉毀損行為)

被告兩名と示し合わせた■■■■、仙波の前記(1)の①、③の行為は、原告が私文書偽造、同行使罪を犯したものであるという虚偽事実を広く伝播させる目的で報道機関に文書で告知する行為、記者会見での発言である。

公職にある者が犯罪行為をしたという言説は、一般人の場合に比してより多くの耳目を集め、より迅速かつ広範に伝播する。加えて、仙波というかつて高知県警の裏金作り(不正行為)を告発した「著名人」「正義の人」に記者会見を行わせることで、告訴にかかる原告の犯罪行為には相当な裏付けがあるという印象、信憑性が高いかのごとき印象を世間に与えるものである。すなわち、仙波の行為は、原告が犯罪を行ったという虚偽情報が広く伝播される可能性を高めるとともに、原告の社会的評価を減じる程度、危険度を著しく高めている。

仙波という「著名人」が加わった準備周到な手順による公表行為という共同不法行為により、原告は甚だしい精神的苦痛を被っており、その慰謝料は200万円を下らない。

(虚偽告訴行為)

被告兩名と示し合わせた■■■■の前記(1)の②記載の行為(告訴状提出行為)は、虚偽告訴罪(刑法172条)に該当する犯罪行為である。虚偽告訴行為は、告訴状、告発状が捜査機関に到達した時点で既遂である。

現に、■■■■の告訴状提出行為の直後の12月22日には、三上市議が、川越警察署に呼ばれて簡単な事情聴取を受けている。すなわち、刑罰権の発動ないし発動に向けた捜査機関の行動は現実にあったのであり、みだりに刑罰権の対象にされない、平穏に生活する、という原告の法益は現実に侵害された。又は侵害される現実的危険が発生した。

原告は、虚偽告訴され刑罰権発動の対象にされたことに強い憤りを覚えるとともに、極めて大きい精神的苦痛を被っており、その慰謝料は100万円を下らない。

4 結び

よって、原告は、

- (1) 被告松本■■■■に対し、民法709条に基づき、損害賠償として金150万円及びこれに対する不法行為の日である令和元年12月19日から支払い済みまで民事法定利率年5分の割合による遅延損害金の支払いを求め、
- (2) 被告松本■■■■及び被告大山信兩名に対し、民法719条、709条に基づき、連帯して損害賠償として金300万円及びこれに対する不法行為の日である令和3年12月9日から支払い済みまで民事法定利率年3分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

証 拠 方 法

- | | | |
|---|-------|---------------------------|
| 1 | 甲第1号証 | 「川越市議会議員 各位」と題する手紙 |
| 2 | 甲第2号証 | 封筒 |
| 3 | 甲第3号証 | 「記者クラブ各位」と題する文書 |
| 4 | 甲第4号証 | 被告準備書面(8)(令和4年(ワ)第126号事件) |
| 5 | 甲第5号証 | 告訴状 |
| 6 | 甲第6号証 | 陳述書(■■■■) |

添 付 書 類

- | | | |
|---|--------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 2通 |
| 2 | 甲号証(写) | 各3通 |